

「DHA産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（NS-B50027-4）」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年3月11日～令和7年4月10日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
安全性を一切の実験治験無しで審議のみで確認など出来ようがありません これだけを以てしても結果を認めるワケにはいきません	本系統については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき、食品健康影響評価を行っています。そこでは、導入された遺伝子若しくは挿入されたDNAの性質又はそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化を科学的に予測することが可能であること、既存品種（宿主）と遺伝子組換え体の相違を十分に比較し得ることといった要件が満たされる場合に、初めて評価が可能となるとしています。 本系統についても、比較対象となる既存品種の安全性を確認し、そのうえで、申請者から提出された実験データ等を踏まえ、遺伝子組換え体と既存品種との相違に関する事項に加え、挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項、既存品種の代謝経路への影響に関する事項、遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項等を確認しました。 その結果、本系統の種子から搾油・

	精製された油は既存品種である非組換えキャノーラの種子から搾油・精製された油と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。 なお、毒性試験及びヒトにおける知見については、上記の確認において、安全性の知見が得られない場合に求めることとしています。
--	---

※頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。